



上島町

議会だより

No. 18

2010年3月

編集 上島町議会広報編集委員会

発行 上島町議会

〒794-2592 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番地 TEL 0897-77-2500



(右より上村町長、土居議長、濱田高嘉議員)

弓削商船高等専門学校高度化の再編について関係機関へ訪問

(12月4日：文部科学省高等教育専門教育課にて)

主な内容

- 一般質問 2～7P
- 揮発油税などの暫定税率維持を求める意見書 8P
- 議会の傍聴 8P
- 議会の活動 8P

12月定例会議

一般質問

12月21日に開催された第4回定例会においては、8名の議員が一般質問を行いました。質問内容と答弁の要旨は次のとおりです。

(掲載の順序は質問順で、記事の内容は基本的には質問議員が編集しています。)

濱田勝祐議員



ケーブルテレビ
トラブルについて

Q 今年9月末から本格的に放映されていますが、トラブルが多く、住民からの苦情が多発しています。

これでは高いお金を投入し加入した意味がなく、使用料を頂く以上は完全なものでなければならぬと思います。

A (村上企画情報課長)

大変御迷惑をおかけしています。

CATVの受信不調は、2011年7月のデジタル放送移行までの過渡期であり、町も調査をし、調整をしています。

- ・ 上島町の地理条件が愛媛・広島・岡山・香川波の交錯地点である為、電波の相互干渉が生じている。
- ・ テレビ局において、

デジタル波がアナログ波を妨害しない為、電波出力を抑制調整している。

・ 愛媛・新居浜局(デジタル)と香川・西讃岐局(アナログ)、広島・三原局(アナログ)等の4チャンネルが同周波数のため、相互干渉が生じている。

・ 愛媛・新居浜局、川之江局、今治局のデジタル混信の可能性が高い。

・ 海上伝搬には必ず起きます海面反射現象、このようなものが複合的に絡み合っており引き起こしている稀な現象である。

この受信不調の対策として、久司山、狩尾に設置しております3機のアンテナにより複

数の電波を受信し、自動的に最も強い電波を選択するダイバシティ方式を本年中(12月31日まで)に施工します。

受信不調の原因を特定し、適正な対策を行うため、2つの受信点を置きまして、受信状況の調査をしております。

Q 今後とも苦情が出ないよう、総務省とも話し合っており、住民の期待にこたえてください。

大西宗一議員



高井神地区のヘルパーの常勤化について

Q 高井神地区では、現在、木曜日の午後ヘルパーによる訪問サービスが行われています。

約3時間の短時間では、十分なサービスは出来ないものと思われま

「食事のサービスを一日でも出来ないか」と地区住民より強い要望があります。

このことから、ヘルパーの増員を図り、限界集落と言われる当地区に常勤のヘルパーを配置し、町内他の地区と同じようなサービス

がはかれないものか、お尋ねいたします。

A (植田魚島総合支所長)

木曜日の午後から実施しているのは、「陽だまりの日」事業というもので、高齢者の閉じこもり防止と生きがいをづくり事業で、ヘルパーによる訪問介護サービス事業とは別の事業です。

訪問サービスについては、高井神地区においては、介護保険制度開始の時から利用実績は三名で、今日現在利用はありませ

でも利用希望があれば、利用出来る体制になっております。

食事サービスについては、配食サービスとして弓削から弁当を取り寄せていますが、利用者有一名で、多くの

方は料金面と家庭環境から利用しないとの意見でした。

支所で確認した限りでは、常勤のヘルパーをおいても、介護保険でのヘルパー利用はほとんどないものと思われま

す。本町の対策としては、毎週火曜日に他の支所

にも応援を頼み、二名の職員が安否確認や行政事務処理等要望を聞くため戸別訪問をしております。

介護サービス事業については、今後も制度の周知を徹底し、希望があれば対応したいと思っております。

Q 利用者がないという事柄ですが、介護度の査定はしてないのか。

A (植田魚島総合支所長)

認定の申し入れがありましたら、認定はしています。

Q 現在は、認定をされた人、食事の希望者はいないのですか。

A (植田魚島総合支所長)

認定をした人はいませんが、認定をした人から利用希望がありません。

Q 希望がないからと言って放っておくわけにはいかないと思うので、何かと機会があったら是非その人達に、食事のサービスもできますよと声掛けはして頂きたいと思えます。

濱田高嘉議員



固定資産税及び国民健康保険税の過剰徴収の件と下水道使用料誤徴収について

Q 固定資産税を過剰徴収した対象者168名に対して支払われる還付金が674万5千円、国民健康保険税を過剰徴収した対象者94名に還付金が153万3千円、合計827万8千円の過剰徴収された税が還付金として支払われるのは当然の事ですが、この金額は平成17年から平成21年度までの5年間だけの過剰徴収分を還付金とし

て支払われるだけで、弓削地区が平成2年に電算機(コンピュータ)

システムを導入した時点で町職員の「入力ミス」が原因で今まで過剰徴収が行われてきたのは事実であり、平成2年度から平成21年度までの19年間に及ぶ固定資産税及び国民健康保険税の過剰徴収された合計金額は幾らになるのか。

また、19年間にわたる過剰徴収した税をたった5年間分しか還付(返金)せず、どうして19年間分の全額を還付金として支払わないのか、その理由・根拠について説明願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

税は平成16年度分から存在しておりますが、それ以前のものについては残っていないため、総額を算出することができません。誠に申し訳ございませんがご了承を頂きたいと思

います。なお、過剰徴収した税を還付する際の利率は年4%に公定歩合を加算した率又は年7.3%の低い方の率ですが、納税が遅れた延滞金の利率は年14.6%になっています。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

また、過剰徴収した税金を還付する際にペナルティーとして加算する利率割合と納税の義務を怠り滞納した場合の利率割合はどう違うのか答弁願います。

この問題は平成21年5月に住民からの苦情で発覚したもので、「水道と井戸水」を併用している世帯と「井戸水」だけを使用されている世帯だけが該当している、誤徴収した対象世帯数は約1,500世帯で現在上下水道課で調査中とのことであるが、詳細が判明するのはいつごろになるのか、説明願います。

また、同課で平成19年度に発覚した上島町弓削下水道事業分担金及び下水道使用料約1,100万円の徴収漏れがあった経緯からしても、なぜ、その時にこの問題を見落としたのか、その原因・理由について説明願います。

A (津国上下水道課長)
水道事業の検針を委

託している方からの報告で担当課の調査で判明し、現在、下水道使用料に関する誤徴収金額の精算事務作業を行っており、平成22年2月上旬には詳細が判明する予定です。

平成19年度の下水道事業分担金の徴収漏れの時にこの問題を見落とした原因・理由は、合併当時より職員は井戸水使用世帯の賦課人数の変更を、各家庭からの届出制と判断しており、町条例・規則により「下水道の使用料は井戸水を使用している世帯については、住民基本台帳に基づく人数により算定すること」という文面と、下水道の使用開始等の届出制を取り違えていたことであると思われる。

今後は、原則的には住民基本台帳に基づく人員により使用料の算定を行いたいと考えております。

合併当初の総合支所方式と現在の総合支所方式を比較しますと時間の経過と共に事務事業への適応が段階的に改善され、また、前進していてイメージ的にも実質的にも本庁形式に近い事務事業形態と受け取られている現状から、なぜ、後戻りする感がある分庁併用方式を導入するのか、行政組織の在り方として本庁形式導入が最善と理解しているが、今回の「総合支所・分庁併用方式」の採用は将来の本庁形式へ移行

来の本庁形式への移行の為の段階的な必要不可欠な方式なのか、本庁形式採用の時期を明確に答弁願います。

A (上村町長)
行政組織改革は、合併後4年間の行政運営を経験した上での私の選挙公約でもあり、町民の皆様の立場で考えた、行政サービスを充実させるための施策で、総合支所方式の問題点や改善点は、これまでも説明させて頂いております。総合支所方式の弊害を取り除く為の総合支所・分庁併用方式への変更で、職員の意見を十分に取り入れた組織編成となっております。確かに、私の個人的な感情と致しましては組織を運営するにおいては本庁方式が一番や

上島町役場組織改革案について

Q 合併当初の総合支所方式と現在の総合支所方式を比較しますと時間の経過と共に事務事業への適応が段階的に改善され、また、前進しているイメージ的にも実質的にも本庁形式に近い事務事業形態と受け取られている現状から、なぜ、後戻りする感がある分庁併用方式を導入するのか、行政組織の在り方として本庁形式導入が最善と理解しているが、今回の「総合支所・分庁併用方式」の採用は将来の本庁形式へ移行

り易い、情報が伝わり易い、職員が動きやすいとは思っております。でも、残念ながら上島町は海で隔てられており、いきなり本庁方式に移行するには弊害がある、そのように思っています。もし、本庁形式に移るとすれば、まあ、岩城橋が架かった後ぐらいかと思っております。

Q 生名橋が平成22年12月に開通予定ですが、開通に伴い生名地区の中学生の通学の安全性、町民への交流の利便性の向上から、生名地区に町営バスの運行をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

現在弓削地区において運行をしております町有バスを幹線として、生名港経由で立石港まで延伸し、幹線から外



池本興治議員

生名橋の開通後の生名地区の町営バス運行について

A (丸山住民課長)

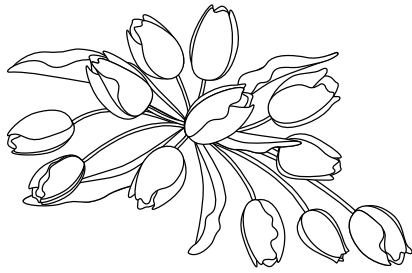
現在弓削地区において運行をしております町有バスを幹線として、生名港経由で立石港まで延伸し、幹線から外





れる生名地区内については、公共交通対策協議会で小型のコミュニケーションバス等による運行を検討しております。

今後は、住民の代表であります議員の皆様にもご参加を頂きまして、十分な協議・検討を行いたいと考えておりますので、ご協力を頂きたいと思っております。



事業仕分けの導入について

Q 事業仕分けという行政手法が住民目線の導入の意味から自治体にも広がっていくと予想され、上島町でも無駄を省き大切な税金を効率よく使う視点から導入すべきではないでしょうか。

A (上村町長) 複数の自治体で実施されていますが、結果が反映されるのはほんの僅かで、法的に責任と義務を果たさない人の事業仕分けは上島町に馴染まない制度であ

ると判断しています。
Q 全国各地で相当な成果が出ているとの報道もあります。住民目線を行政に活かす意味からも導入して欲しい。

住民としてこの事業がどれだけ必要でどういう成果を期待しどうやるか、結果どうなったか、今後どうするかという目線の予算編成のあり方が必要になってきます。町という自治体こそやり易く効果も上げ易いと思えます。住民を巻き込んだ形の行政をお願いしたいと思えます。

なので、議会の意見を十分に聞けば予算は対応できるものと思っております。

Q 町民に対する説明責任として、予算編成過程も含めた分かり易い情報提供は大切で直接導入が無理なら替わる方法等を考慮して欲しいと思います。

生名橋開通後の交通体系について

Q 生名橋開通後に様々な流れの大きな変化が予想され、航路再編やバスの運行ルートなど交通体系の基本的な考え方を町民に分かり易く説明を求めます。

A (山下総務課長) 平成21年7月から関係職員で協議し、基となる案が出来たので、今後は住民代表の議員

で協議検討していきたいと思います。
Q 職員で案を作成されたが、その前に町長として、町全体の交通体系をどう作りたいのか根幹を町民に示して頂きたいと思えます。

A (上村町長) 先に私が言うのと独裁だとか言われるので、職員が勉強し議会と協議する流れの中で組み立てて行く。私見はいくらでもあるが、基本的には交通弱者、お年寄り、子供たちにとって一番効率の良い交通体系にしたいと思っております。

出来るだけ少なくなる体系を打ち出して頂きたいと思えます。

分庁方式に伴う住民サービスについて

Q 平成22年度から導入される分庁方式について、これまでの総合支所方式の問題点と変える目的、予想される成果・経費、住民サービスへの影響について、町民に分かり易く説明を求めます。

A (山下総務課長) 9月、11月、12月の全員協議会等で説明しているように現体制では各支所の単独業務の情報共有が不足し、職員間の意思疎通が図られず、事務処理が停滞していることから、部体制で明確な指揮系統で共通認識と連携協力

体制を確立し、迅速的な事務処理を行うのが目的です。

導入経費は今補正計上のローカウター等の設置費用を含め9,092千円です。住民サービスもワンストップで町民満足度を高められるものと考えています。

Q 階段が一段増えて決裁に余計時間がかかるのではないかと気にしています。

A (上村町長)

ワンストップサービスで住民が訪れたとき、その場から動かなくて用事が済ませられるよう対応をしたいと思えます。段階が増えるだけではと言うが、他の島がどう動いているか分からない職員の認識を改善し、スピードアップ

プするための改変です。

Q 町民へのサービスが向上するということがないのでやってみないと分からない面もあるのかと思いますが、積極的に改善して頂けたらと思います。

決裁スピードはフェイストゥフェイスでは限界があり、離島同士の合併後の組織体系としてハンディーがメリットになるような運営をして頂きたいと思えます。



原 博彦 議員



事業仕分けについて

Q この度の政府の事業仕分けでは過疎関連の農業振興モデル事業は廃止、鳥獣被害防止総合対策事業は見直し等の事業が矢面に立ちましたが、上島町ではこれら事業仕分けで関係のある事業はあるのか、また対応はどのようにするのかお尋ねします。

A (山下総務課長)

今回実施された事業仕分け447事業のうち、上島町に影響があると思われる事業は、廃止が農業経営改善総

合支援事業等2件、見直しが道路整備事業等4件、予算の削減が水産基盤整備事業等6件、来年度予算計上の見送りが耕作放棄地再生利用緊急対策等となっています。

Q この事業仕分けは法的な拘束力はなく、今後は各課において十分に情報収集等準備をし、予算結果を踏まえて対応します。

Q 担当者の問題だけでなく職員間の勉強会等を聞いて対応策を検討して頂きたいこのようにお願いたします。

若者の定住促進の具 体策について

Q 岩城地区では公営住宅を建設中であるが、新規入居については所得制限があるため、結

婚して地元に残りたい者も入居見込みがたしません。若者定住に関して町としての対応策をお尋ねします。

A (島本産業振興課長)

町では公営住宅法による住宅整備の他に、中堅所得者を対象にした子育て支援や定住促進をサポートする住宅整備を検討中です。国も公営住宅入居に係る所得制限については検討中とのことです。町では農林漁業者の若者定住対策として新たな担い手を確保の目的で定住促進住宅を計画し予算計上しております。

Q 計画とか検討だけでなく、経済的なタイミングもあり、今後は具体的な対応策を実行して頂きたい。

A (上村町長)

定住促進住宅については世の中そう簡単には待ってられないので、良いものがあれば先取りして行かなければと肝に銘じて対応しなければならぬと思っております。今後とも必要なことに向けては適切にスピード感を持って対応させて頂きたいと思っております。

松原 彌一 議員



魚島観光センターの 町直営化について

Q 平成21年3月末に同センターは指定管理者が辞退して現在まで

休業中です。春夏の帰省者をはじめ、島外からの利用申出者がかなりいるようです。また、この施設が利用出来ずに困っている地元の人

離島航路の通院割引制度について

ければと考えております。

Q 魚島土生間の離島航路の通院利用者の割引制度が出来ないかお伺いします。

も数多くいます。島内外に応募者がいない場合は町直営で再開出来ないか、宿泊と食事場所の運営を是非町でや

A (上村町長)

現在まで3件の問い合わせがあり、1件は辞退、2件は回答なしの状況です。募集は継続しますが、契約成立に至らなければ、条件等を変更することでニーズへの対応を考えております。

1便〜3便は、日帰り通院の老人が多く見られます。島に住んでいるから仕方がないと辛抱して、往復2千円の運賃を払っているが、町営の航路ですので、半額程度の運賃割引があれば通院者も非常に利用しやすくなると思います。

A (上村町長)

ご案内のように、高井神から魚島診療所への通院助成を現在の町単独事業で継続しております。

しかし、それ以外の割引制度は慎重に対応すべきであると考えています。ただ、魚島・高井神島民全体の助成制度について検討協議するよう担当課に伝えておりますが、通常の医療行為における通院割引ではなく、その他の助成制度の中で対応すべきでないかと考えております。

蔵谷重文議員



生名立石後新開線について

Q 前回の定例議会では質問した生名立石後新開線、俗にいう西浦峠

の件でございますが、地権者の方が協議中ということでしたが、現在どのような状況なのかお聞かせ下さい。

A (村上産業建設課長)

本質問につきまして、9月定例会で答えましたように、現在相続の手続き中であり、その後の進展は現在のところありません。

まで見守るしかないと思います。ご理解の程よろしくお願いいたします。

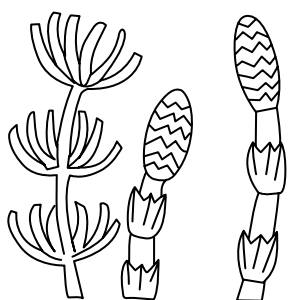
Q 優先順位は危険なところを直すのが一番優先順位じゃないですかね。

また、9ヶ月の間には、町の方は何回お願いに行ったか。何回現場視察に行ったか、それを聞かせ下さい。

A (村上産業建設課長)

地権者には何度か確認はしております。山側の方に水路があるということ、溝蓋とかをして一部改修が出来ないか、また、濱田勝祐議員からも質問がありまして、その中で、生名地区において緊急度の高いところから町単独工事ややっていくということで、地

区で優先を順位をつけてということでお答えをしております。平成22年度の当初予算については、今検討中でございます。



国民の生活を第一にしたマニフレストを示され民主党に対し、弱い地域であり、離島である上島町は、大きな期待を寄せているところであります。

上島町は、平成16年に離島同士という稀な条件で合併した自治体であり、町内が海で隔たれているため、当たり前前の往来が思うに任せず、安心で安全な生活の基本が満たされていない、陸地部では考えられない状況にあります。

昭和44年以来、弓削く佐島く生名く岩城を結ぶ上島架橋を島民の悲願として要望し続け、幸いにも平成8年には弓削島く佐島間が開通、平成22年12月には佐島く生名島間が完成予定で、継続事業としての生名島く岩城島間を結ぶ橋を残すのみとなっています。

しかしながら、財政基盤の脆弱な当町においては、揮発油税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の廃止により、公共事業の貴重な自主財源として、間接的な財源としても大きな影響を受け、上島町の道路は維持管理することさえ出来なくなります。

よって、政府におかれましては、弱い立場の人々や少数の視点が尊重される友愛精神溢れる政策を展開され、暫定税率の維持、或いは暫定税率を廃止するが地方には迷惑をかけないという方針を履行され、明確な代替財源を示すことなぐ暫定税率の廃止をすることのないうよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月21日

愛媛県上島町議会

〈提出先〉

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 国家戦略局担当大臣
- 総務大臣
- 財務大臣
- 国土交通大臣
- 内閣官房長官

この意見書は、12月定例議会において、上島町議会として採択し、関係行政機関等へ提出しました。

議会の傍聴について

議会の傍聴はどなたでもできます。

定例議会は3月・6月・9月・12月に開催され、臨時議会は必要な都度開催されます。

なお、定例会や臨時会の開会日は、決定次第上島町ホームページの議会情報コーナーに掲載しています。

《上島町ホームページ <http://www.town.kamijima.ehime.jp>》

議会の活動 (前号掲載分以降)

月	日	活動内容	月	日	活動内容
11	29	かみじま福祉フェスタ2009	3		上島町成人式
12	3・4	弓削商船高等専門学校高度化再編について関係機関訪問	1	9	上島町商工会年賀交歓会
				13	公共交通協議会と議員との協議会
	6	世界選手権銅メダル獲得 村上幸史選手名誉町民授賞式		24	上島町消防出初式
	29	公共交通審議会			
12	14	第10回全員協議会 主な協議内容： 第4回定例議会提出議案協議	2	4	少年式
	21	第4回上島町議会定例会		8	第1回上島町議会臨時会・全員協議会・公共交通審議会